

ペット同伴者専用避難スペースに関するQ&A

1. 受入れ対象となるペットについて

問 ペットの定義は？

(答)

環境省が公表している「人とペットの災害対策ガイドライン」において、ペットは次のように定義されているため、中津市はそれらに属するペットを受け入れ対象としています。

<ペット>

家庭動物等※のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

<※家庭動物等>

愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに^{じょうそつ}情操の^{かんよう}涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

問 受入れ不可のペットのうち、大きな動物の定義は？

(答)

具体的な定義はありませんが、飼い主が準備するケージやキャリーケースに、ペットを入れて避難出来ない場合は、受け入れ不可とします。

なお、市が準備しているケージのうち、一番大きなサイズは、幅770×奥行470mm×高さ540mmです。

問 特定動物・特定外来生物とは具体的にどのようなものか？

(答)

環境省ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

【特定動物】



https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html

【特定外来生物】



<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

問 受入れ不可のペットを飼育している場合は、どこに避難すればよいのか？

(答)

避難とは「難」を「避」けることであるため、中津市が開設する避難スペースに逃げる
ことだけが避難ではありませんので、避難先として、安全な親戚・知人宅、ペットホテル
に避難することを検討してください。

なお、当該避難スペース及び他の避難所内への同伴避難は不可ですが、施設屋外の駐車
場で車中泊避難を行うことは可能です。

2. 避難する際に飼い主が持参するものについて

問 飼い主が持参すべきものを忘れた場合はどうすればよいのか？

(答)

ケージ、トイレ用品については、市でも準備はしていますが、数に限りがあります。持
参しない方が多数いる場合は、受け入れを断らざるを得ない場合もございますので、必ず
持参してください。

特に、ペットフードについては、市として準備することは出来ませんので、必ず持参し
てください。

問 鑑札及び狂犬病予防注射済票を着けていない又は犬の登録・予防接種を行っていな
い場合は、避難スペースに避難できないのか？

(答)

避難は不可です。

狂犬病予防法に犬の飼い主の義務として規定されているため、避難する際は必ず着けて
避難してください。

なお、犬の登録・予防接種を行っていない飼い主についても、必ず登録・予防接種を行
ったうえで、避難して下さい。

【マイクロチップの登録の特例について】

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、マイクロチップの登録を受けた犬につい
ては、鑑札の装着がない場合であっても避難は可としますが、受付の際に必ず「登録証
明書」の掲示をお願いいたします。

※ マイクロチップを装着していたとしても、狂犬病予防注射の接種及び注射済票は別途
必要です。

3. 避難スペースについて

問 1区画に入れる定員の目安は？

(答)

飼い主・2名及びペット・2匹です。

※ 家族構成・ペットのサイズ等によってはこの限りではありません。

問 ペットは何匹まで受け入れ可能なのか？

(答)

原則として4匹まで可能です（1世帯あたり2区画を上限とし、1区画ごとに飼い主が1名いることが条件。）。

5匹以上飼育されている方につきましては、受け入れ区画に限りがあるため、避難先として、安全な親戚・知人宅、ペットホテルに避難することを検討してください。

なお、当該避難スペース及び他の避難所内への同伴避難は不可ですが、施設屋外の駐車場で車中泊避難を行うことは可能です。

問 パーテーション内は他の世帯と別れているため、ケージやキャリーバックから出して飼育してよいか？

(答)

トラブル防止のため認めていません。必ずケージやキャリーバックにて飼育してください。

4. その他事項について

問 避難スペース内でペットの体調が悪くなった場合はどうすればよいのか？

(答)

避難スペース内には、獣医師、愛玩動物看護師等は常駐していないため、対応することは出来ません。かかりつけの動物病院に相談願います。

問 避難スペースから一時的に外出する場合（買い物・仕事 等）、ペットを預かってもらえるか？

(答)

預かることは出来ません。必ずペットを連れて外出願います。

なお、仕事等により常にペットと一緒にいることができない場合は、当該避難スペースへは避難せず、避難先として、安全な親戚・知人宅、ペットホテルに避難することを検討してください。